

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 5 日 (木) 17:30~19:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科教授  
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

### <提案者>

- 石原 君雄 愛知県知事政策局長  
平井 雄二 愛知県建設部長  
新海 邦治 愛知県農林水産部技監  
逢坂 謙志 愛知県建設部道路監  
藤田 昇義 愛知県知事政策局企画課長  
間所 陽一郎 愛知県産業労働部産業労働政策課長  
小林 出 岐阜県総合企画部次長  
森内 和夫 三重県農林水産部農業戦略課長  
餅原 太郎 静岡県経済産業部商工業局新産業集積課班長  
中田 英雄 名古屋市総務局企画部長  
中澤 大介 静岡市都市局都市計画部都市計画課副主幹  
佐藤 洋一 浜松市産業部参与

### <事務局>

- 川村 正一郎 内閣府地域活性化推進室長  
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官  
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会

2 議事 東海4県3市共同提案（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市）

モノづくり産業強靱化スーパー特区

アグリ・フロンティア創出特区

（愛知県）

有料道路コンセッション特区

3 閉会

---

○藤原参事官 愛知県ほか東海4県3市の共同提案に関するヒアリングを行います。

募集要項にもうたっておりますけれども、提案資料及び議事内容につきましては、公開の取扱いとさせていただきます。

全体の分量が大変多く、団体も多いものですから、全体を80分とさせていただいておりますけれども、提案者からは30～40分程度御説明をいただきまして、その後、質疑応答とさせていただきます。

○八田座長 今回は、東海4県3市の共同提案ということで、「モノづくり産業強靱化スーパー特区」、「アグリ・フロンティア創出特区」、「有料道路コンセッション特区」の御説明をお願いいたします。

○石原局長 この度、大胆な規制改革等を実行するための突破口「国家戦略特区」につきまして、先ほど御紹介いただきましたが、本県と岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市、浜松市の共同で、全国の自治体に先駆けて提案書を提出させていただきました。

提案させていただきました三つの特区のうち、私からは「モノづくり産業強靱化スーパー特区」につきまして御説明させていただきます。

私ども東海地域は、御案内のとおり、三大都市圏の一つということで、また、ものづくりを中心とした産業・技術の世界的な中枢ということで、我が国の経済発展をこれまで牽引してまいりました。日本経済を停滞から再生へと導くということで、当地域から、企業を強くする、人を集める、ヒト・モノを動かす、こうした観点から提案をさせていただいております。

最初に、「1 モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備（企業を強くする）」という観点から、次世代産業に焦点を当てて提案いたしております。

第一が、当地域が全国の生産額の50%を占めます航空機産業でございます。

（1）国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進強化といたしまして、法人税の大幅引下げを提案いたしております。海外との競争力強化を踏まえ、我が国の法人税の実効税率の引下げが課題となっております。その全国的な実現に先行して、また、全国で実現する場合には、上乘せした減税措置を提案しているところでございます。

2 ページの (2) は、日本のリーディング産業であります自動車産業についてでございます。引き続き自動車産業が世界の厳しい競争に打ち勝っていくためには、次世代自動車の開発や普及、先進的な自動車交通システムの構築に取り組んでいく必要があると考えております。

東海地域は、全国の出荷額の 54% のシェアを持ちます日本最大の自動車産業集積地でございます。次世代産業の先鞭とも言えますハイブリッド車や、プラグインハイブリッド車を開発いたしましたトヨタ自動車がございますし、また、電気自動車の i-MiEV を生産いたしております三菱自動車の EV 技術センターが設置されておまして、東海地域は次世代自動車に関する研究、開発、製造の一貫体制が整っております。まさに次世代自動車の開発・普及を先導する地域と言えるところでございます。とりわけ 2015 年には、新型燃料電池車が一般ユーザー向けに販売される計画でございます。水素ステーションの早期整備など、次世代の自動車に対応した環境整備が急務でございます。そのため、提案書のアでございますが、次世代自動車の普及拡大に向けた先行的な規制緩和を進める必要がございます。

まず、具体的提案の最初の●でございますが、「規制の再点検に係る工程表」の早期実現でございます。燃料電池自動車や水素ステーションの普及開始に向けまして、既に総務省、経済産業省、国土交通省におきまして工程表が作成されておまして、高圧ガス保安法や建築基準法、都市計画法に関係いたします 16 項目の規制の見直しが進められてございます。まず、それを加速すること。また、工程表の策定後に課題として明らかになった項目がございまして、例えば、市街地に設置可能な小規模水素充填装置の基準整備などについても早急な対応を図ること。さらには、こうした規制緩和につきましましては、本特区内で先行的に行うということをご提案いたしております。

当地域、例えば、愛知県で申し上げますと、次世代自動車の普及に向けまして、本年 8 月でございますが、トヨタ自動車や日産自動車、本田技研、三菱自動車、デンソーなど、日本を代表する自動車メーカーなどが参画いたしました「あいち次世代自動車インフラ整備推進協議会」を設置しております。2025 年までに水素ステーションを 100 基整備することを目指したところでございます。関連する規制の早期見直しによりまして、当地域が先導する形で水素ステーションの整備や FCV の普及が加速することを期待しているところでございます。

また、二つ目の●の電気自動車の普及に欠かせない非接触給電につきましましては、トヨタ自動車などにおきまして技術開発が進められておりますが、その装置を設置するに当たりましては、現行の電波法では、設置する装置一つ一つに総務大臣の許可が必要となっております。それを型式指定で足りるようにすること、また、そもそも現行の道路法や道路交通法では、道路の占用ですとか使用の許可の対象として、非接触給電装置の設置が想定されておられません。統一的な規定を整備することを求めているところでございます。

愛知県では、本年 7 月に「次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」を策定いたしております。2020 年度末までに既設分と合わせて 1,600 基の充電インフラを整備すること

を目標といたしました。この整備目標数は全国一であり、また、充電インフラ設置事業者と連携した計画の策定でございまして、これも全国初でございます。こうした動きのある当地域におきまして、先行的な規制緩和等を行うことを提案いたしております。

次に、イの先進的な自動車安全技術・自動車交通システムの構築に向けた取組の実施でございます。

まず、最初の●につきまして、公道での走行実証に関しましては、アメリカのグーグル社がカリフォルニア州で公道を使って自動走行車の実験を進めておりますが、国土交通省も高速道路での自動走行の実現に向けた検討を進めております。日本でも是非実現できるようにする必要があると考えてございます。

当地域では、トヨタ自動車が自動運転に関する技術開発を進めておりまして、また、これは名古屋市内の企業でございまして、人工衛星から受信する位置情報などを活用して、車の自動走行を可能にするシステムを開発するとしております。この開発につきましては、名古屋大学の協力を得て行っておりまして、この取組につきましては、愛知県が補助金を交付してバックアップすることとしているところでございます。

このように自動走行に向けた取組が進められている一方で、現在の道路交通法規では、自動操縦自動車の走行が想定されておりません。当地域は、新東名・名神、中央自動車道などの高速道路網が充実しておりますし、また、名古屋市の市街地におきましては、100mという高幅員の道路が整備されているなど、自動走行の実証実験には適した地域と考えてございます。技術開発や実用化を進めるため、まずは、エリアを限定した規制緩和を先行して行っていただき、走行実験が可能な環境を整備していくことが必要でございます。

また、三つ目の●でございますが、愛知県では、産学行政連携のもと、自動車安全技術に係ります調査や研究開発、実証実験とそれらの支援に取り組む自動車安全技術プロジェクトチームを本年6月に設置いたしまして、今後、自動車メーカーが保有するプローブ情報の交通安全対策への活用について、ワーキンググループを設けて検討していくことといたしております。

このプローブ情報でございますが、事業者が収集いたしました個人情報に対して、どの程度の加工を実施すれば個人情報に該当しなくなるのかということが不明確ということでございまして、個人情報を利活用した新規ビジネスの創出を阻害しているという御指摘もあるところでございます。

そこで、民間事業者がプローブ情報をより高度に活用できるよう、プローブ情報の利用について、個人情報の取扱いに関する基準を明確化していただくことを提案しているところでございます。

3ページの(3)でございます。次世代産業の三つ目、医療関係産業でございます。当地域には、再生医療製品を商用生産できる品質マネジメントシステム適合施設を持つ日本唯一の企業が立地しているなど、医療関係産業が数多く集積しております。特に医療機器生産額では、静岡県が全国一位となっております。東海4県全体でも首都圏、関西圏を上

回る全国シェアを持っております。長寿健康社会の実現に向けまして、医療機器等の開発の早期化、遠隔医療の導入といった視点から提案をさせていただいております。

まず、アの医療機器製造販売業の新規参入促進を図るための品質保証責任者の資格要件の緩和を提案いたしております。医療機器の製造販売業者は、「品質管理業務その他これに類する業務に3年以上従事した品質保証責任者を置かなければならない」とされておりますけれども、自動車メーカーなどの異業種の企業が医療機器製造販売業に新規参入しようという場合に、医療機器メーカーで品質管理業務に従事した経験のある方を確保することが困難な場合がございます。医療機器事業が大きく育たないという状況でございます。

このため、品質保証責任者の資格要件をISO9001と言っておりますけれども、こういうものを取得するなど、他業種での実務経験でもよいようにするか、あるいは安全管理責任者の資格要件では、第二種、第三種の製造販売業の場合には、実務経験を問わないで、能力を有していれば足りるとされておりますので、同様の緩和ができないかということをご提案いたしているところでございます。

4ページに参りまして、エのリハビリ・介護支援機器イノベーション拠点の整備に向けましては、現在、厚生労働省と経済産業省において、リハビリ支援ロボット機器を医療機器として認証するための評価指標を策定中でございますが、ロボット機器を速やかに社会に普及させるには、医療機器認証におきまして、円滑なルール、手続が定められることが必要であると考えております。

リハビリ支援ロボット機器を始め、医療機器は、改良することが多うございまして、むしろ改良していくことが必要でございます。そうした場合、企業の開発、改良の効率化を図り、患者に速やかに提供するためにも、企業や医師の判断を基に、軽微な変更につきましては、変更手続を極力行わないような手続が必要と考えております。

そのため、二つ目の●で、手続の簡略化や治験症例数の低減をしていただくことを提案しております。

また、次のオとカでは、超早期診断システムや介護が必要な病人等を支援するロボットシステムの導入、普及を促進するため、これら機器を用いた診断などを遠隔診療の対象とすることを提案いたしております。

5ページ、キでございます。社会実証における薬事法及び医師法の弾力的な運用では、最初の●で、現在の薬事法では禁止されておりますが、医療機関から電子カルテ等を通じて処方された処方箋に沿って調剤して、院外薬局から配送業者が患者に届けることを特例的に行えるようにすること。

また、二つ目の●で、医師法では、医療行為に該当する場合、必ず医師の直接的な指示が必要であるところを、社会実証の場合には、撮像・計測・通信等のICTシステムの活用を前提といたしまして、遠隔の医師の指示により、例えば、現場の看護師等が医療行為を行うことができるようにすることを提案しているところでございます。

次に、(4) 光のグローバル拠点の形成では、基盤技術になり得ます光技術、光製品を

次々に開発するための各種支援策を提案いたしております。

次に、（５）モノづくりの競争力強化に向けた投資や研究開発の一段の促進では、６ページの投資減税、イの研究開発促進税制、ウの中小企業関係税の税関係の特例措置のほか、エの補助金適正化法や、オの農地転用許可に関する規制緩和などを提案いたしております。そのうち、オの農地転用許可に関する規制緩和につきましては、市街化区域外の農地を企業用地として開発しようとする場合、農地転用の許可が必要でございまして、農地の区分によっては原則として不許可ということになっております。こうした中で、国家戦略産業とも言うべき次世代成長産業を担う企業からのオーダーによりまして、県、市町村の土地開発公社等の公的団体や、市町村が企業用地の造成を行うような場合などには、農地転用の許可を不要とすることを提案いたしております。

７ページに参りまして、二つ目の柱「２ 国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり」でございます。当地域は、専門的・技術的分野の在留資格での外国人が全国の１０％を占めております。これはほぼ関西に並んでおります。また、技能実習生では２６％と首都圏を上回るなど、多くの外国人の方々が活躍しておられます。

一方、我が国の人口が減少する中での労働力の確保、あるいは高度な技術や経営ノウハウの導入等の観点から、外国人高度人材の受入れを促進する必要がございます。

そこで、８ページの外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和では、まず、日本最大の産業集積地であります当地域が門戸を開くための様々な提案をいたしております。

最初の●でございますが、高度人材に対するポイント制による優遇制度の更なる充実といたしまして、特区内の就労者には、ボーナス・ポイントとして１０ポイントを加算することなど。また、次の外国人高度人材を多数雇用する企業に対する特例措置といたしまして、例えば、雇用外国人に対するホワイトカラー・エグゼンプションの適用など、当該企業に労働規制上の特例を与えることや、出入国時の当該外国人の利便性を高める得点を与えることなどを提案いたしております。

なお、ここでは、特に雇用制度における特例措置の例といたしまして、ホワイトカラー・エグゼンプションを掲げておりますが、ワーキンググループでも御議論のございました有期雇用に関する規制緩和なども国において、労働者、企業双方にとって望ましい形で実施できるような制度設計がなされるならば、当地域でもその受け皿となれるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の●外国人留学生の就労ビザへの切替えに伴う規制緩和では、特区内の大学で学ばれました外国人留学生が、特区内の特定業種に就職する場合、在留資格を「留学」から就労が認められるものへと変更いたしますが、在留期間を通常の５年から最大７年に延長することを提案いたしております。

そのほか、外国人技能実習制度の期間を延長することや、技能実習制度終了後に、引き続き期限付きで就労可能な在留資格を付与すること、また、在留資格「技術」の取得要件のうち、１０年以上の実務経験を５年以上に短縮するといったような提案をいたしていると

ころでございます。

9 ページに参りまして、一番下のウのハローワークの地方移管・民間開放でございます。特区内の全てのハローワークと、その統括部門として都道府県単位で設置されております厚生労働省の出先機関である労働局を県に移管するという提案でございます。これによりまして、各県が行っている産業政策とハローワークの雇用政策を一体化しまして、効率的・効果的な職業紹介や次世代成長産業のニーズに応じた求職者スキルアップシステムの構築など、産業政策と雇用政策の一体的な実施の全国的なモデルになることを目指したいと考えてございます。

10 ページからは、三つ目の柱でございます「3 モノづくりを支える産業・交通インフラの整備・革新（ヒト・モノを動かす）」でございます。

有料道路コンセッションは、後ほど説明させていただきますので、もう一枚めくっていただきまして、11 ページ、伊勢湾の「国際産業ハブ港」としての機能強化を御覧いただきたいと存じます。

まず、アの民間事業者に対する公有水面埋立免許基準の明確化でございます。民間企業が公有水面を埋め立てようとする場合には、それが「公共の利益に寄与するもの」ということが国の通達で求められておりますが、国際戦略総合特区内に立地する民間企業の事業用地を確保するために、自ら公有水面を埋め立てる場合には、「公共の利益に寄与するもの」として免許が取得できるようにすることを提案いたしております。

そのほか、イの港湾機能の強化といたしまして、「国際バルク戦略港湾」である名古屋港を「国際コンテナ戦略港湾」と同等に扱うことなど、また、12 ページに参りまして、コンテナターミナル運営会社でございますが、この統合を促進するために税制上の優遇措置の創設を提案いたしております。

この最初の特区についての説明は以上でございますが、当地域といたしましては、これらの規制改革や税制上の特例措置等が実現できれば、当地域が持つ航空機、自動車、医療の厚い産業集積をさらに伸ばし、人材もさらにフル稼働させて、日本経済の再生に大きく確実に貢献できると考えてございます。

最初の特区の私からの説明は、以上でございます。

○新海技監 「アグリ・フロンティア創出特区」につきまして、御案内のとおり、4 県 3 市の共同提案でございますが、私から一括して、規制緩和を求める事項を中心に御説明申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。最上段の囲みでございます提案のニーズ・背景についてであります。当地域は、平成 21 年の農地法改正から、平成 24 年 12 月までにおける都道府県別の農業への参入法人数を見ますと、静岡県が 62 法人で全国第 1 位、私ども愛知県が 52 法人で第 3 位となっております。また、今年 7 月時点における農商工連携促進法に基づく事業計画の認定件数では、愛知県が 41 件で全国第 1 位、岐阜県が 23 件で第 3 位であるなどの特徴がございます。

これまでも農業への企業参入や農商工連携、6次産業化に取り組んできておりますが、本提案は、こうした状況を加速させることにより、民間の創意工夫を最大限に引き出し、新たな事業展開を図ろうとする農業の開拓者、すなわちアグリ・フロンティアを創出しようとするものであります。

まず、「1 企業活力の導入による農業の活性化」についてでございます。近年、企業の農業への参入について関心が高まっておりますが、愛知県では、そうした企業等の相談にきめ細かく対応するため、以前、県庁1か所にありました相談窓口を平成24年4月から、県内8か所に新たに設置いたしました。その結果、平成24年度の企業等からの農業参入への相談件数が62件あり、前年度に比べまして2割増という状況でございます。ここにお示ししました内容は、こうした状況を背景として、企業の持つ経営感覚や商品開発等のノウハウをこれまで以上に農業に取り入れようとするアイデアでありまして、実施主体は農業生産法人や農業参入の株式会社等であります。

アの農業生産法人に関する要件緩和は、農地法で規定されております農業生産法人の構成員要件である総議決権につきまして、農業関係者とそれ以外の割合を農業関係者の主体性が確保できる範囲で緩和すること、また、役員要件のうち同法施行規則で規定されております理事等の農業常時従事日数を引き下げるという内容であります。

イの企業の農業参入に関する要件緩和は、同じく農地法で制限されております農業生産法人以外の法人による農地等の所有権の取得を認めていただいております。企業の農地保有については、他用途への転用が懸念されるという見方がありますが、農地を農業で利用すべきということは、所有者が個人であろうと法人であろうと変わらないということでもありますので、所有権で規制するのではなく、農地利用を確保する措置で対応すべきではないかということでございます。

2ページを御覧ください。ウの中小企業信用保険制度の適用拡大についてであります。愛知県の相談窓口に来られた企業からは、融資の相談もございました。現在、農業生産法人や農業を主たる事業とする株式会社等であって、農業者等が議決権の過半数を有しているなどの場合には、農業近代化資金など、農業の制度資金の融資対象であり、農業信用保証保険法に基づき、農業信用基金協会の会員となって、債務保証を受けることができます。それ以外の株式会社等が農業を行おうとする場合には、中小企業信用保険法施行令において、適用となる事業から農業が除外されており、債務保証が受けられませんので、それを適用していただければ、農業参入企業等の資金調達の可能性が広がるものと思われま

す。エの農業振興に資する施設の農用地区域の除外・転用要件の緩和では、農振法及び同法施行令で、農用地区域は土地改良事業完了後8年間は除外できず、結果として転用が認められませんので、企業型農業経営に必要な施設については、設置を可能にいただいております。

続きまして、「2 農家レストラン等を活用した6次産業化の促進」であります。農家レストランにつきましては、愛知県内の農業者から6次産業化の一環として取り組みたい

という要望があり、そうした農業者等の創意工夫を生かした取組をさらに促進しようとするものであります。

まず、アの農地利用規制の特例措置は、収穫体験や農業体験などの都市住民が集まる生産施設に併設する農家レストラン等については、農振法及び同法施行規則により規定されている農業用施設とし、必要な土地を農地転用の許可相当とすること、また、農用地区域に設置できる加工施設や販売施設について、「当該施設を設置する農業者が自ら生産した農産物を5割以上使用する」という要件を「設置施設の同一市内もしくは町内で生産される農産物を5割以上使用する」ことに緩和すること、さらに、6次産業化・地産地消法及び同法施行令で規定されている販売施設に農家レストラン等を含めることとし、都市計画法の特例を適用することを内容としております。

3ページを御覧ください。イの農業用施設用地への税制優遇は、租税特別措置法における納税猶予制度を農業用施設用地にも適用すること、さらに、次のウの農事組合法人の事業要件の緩和は、農協法で規定されている農事組合法人の事業を拡大し、獣肉など地域資源を活用したレストランや宅配給食業務などを農事組合法人の形態のままで行うことができるようにしていただきたいというものであります。

「3 農業と都市の調和による都市構造の構築」は、市町村が事業主体となり、総合的な土地の交換分合が実施できるよう、農振法や都市計画法にとらわれない新たな制度の確立を提案するものでございます。

最後に、4ページを御覧ください。「4 畜産における大規模・効率経営の実現」は、これまでも国土交通省の告示により建築基準が緩和されておりますが、畜舎は災害時の従業員の避難が容易であり、火災等の延焼の恐れ等が少ないことから、これまで以上の緩和を期待するものでございます。

以上、アグリ・フロンティアにつきます私からの説明を終わらせていただきます。

○平井部長 続きまして、有料道路コンセッション特区について説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料にございますように、民間事業者による有料道路の運営、コンセッション方式の導入による地域活性化と日本のインフラビジネス拡大への貢献ということで提案させていただきます。

道路整備特別措置法では、民間事業者により有料道路の運営を想定しておりません。また、平成23年のPFI法の改正により制度化されました公共施設等運営事業(コンセッション)につきましても、それを有料道路事業に導入するための条件が整ってございません。

こうした中、本県では、県の道路公社が運営いたします8路線につきまして、民間事業者により運営を実現すべく、昨年2月に構造改革特区の提案を行っております。また、本年5月には、具体的な事業スキーム等を国土交通省に提出し、現在、その実現に向けて国土交通省との詳細協議に入っているところでございます。

この実現によりまして、低廉で良質な利用者サービスの提供といった道路事業本体での

効果のみならず、沿線開発等による地域経済の活性化や民間における新たな事業機会の創出、さらには、インフラビジネスの国際展開も期待できると考えており、是非とも実現したいと考えているものでございます。

提案の具体的な内容でございますが、お手元の資料にあります具体的な提案の1ページの1でございます。1点目は、コンセッション導入によります民間事業者による有料道路の運営の実現であります。公社の行う業務のうち、民間の創意工夫に委ねることが適当な業務につきまして、対価と引き換えに、その運営権の一部を民間事業者に付与するものでございます。

2ページをお願いいたします。2点目は、民間事業者の創意工夫による集客、これは右にイラストがございますけれども、集客による増収、また、効率的管理に向けた取組、これはコストカットでございますが、そういったものを促すためのインセンティブを付与するものでございます。

3点目は、道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続の提案でございます。運営権付与に当たっては、事業期間を設定する必要がございますので、あらかじめ新たな施設整備や大規模更新、インターチェンジとか既存の施設の大規模更新や利便性維持のための維持管理費用を想定した上で、料金徴収期間を変更しておこうというものでございます。

今回は、これに併せましてイでございますが、沿線開発に係る農地転用許可に関する規制の特例措置をパッケージにして国家戦略特区として提案したものでございます。これまでの制度の在り方に関する大きな変更を伴うものであり、経済成長にインパクトを与える規制改革の突破口として、国家戦略の観点からスピード感を持って取り組む国家戦略特区にふさわしい提案と考えております。現在、既に民間事業者に対するヒアリングを実施しておりますが、この事業への関心はかなり高いと感じておるところでございます。

そうした中でございますが、「その他特記事項」にも記載しておりますけれども、運営主体が公社から民間に替わることで、施設に対する公租公課の取扱いに変更を生じるようなことがありますと、民間事業者の参入意欲を大きくそぐことになりかねないということがございます。こうした場合には、何らかの税制上の措置が必要になると認識しているところで、この特記事項について記載させていただいております。

有料道路コンセッション特区に関しては、以上でございます。ありがとうございました。

○八田座長 それでは、委員の方から御質問を伺いたいと思います。

○坂村委員 非常に広範囲にわたっていてたくさんあるので、全部というと非常に大変だと思うのですが、これに優先順位を付けるとすると、どういうことになるのでしょうか。そういうものは付けられないですか。

○石原局長 こちらはたくさんの方で提案いたしておりまして、優先順位ということではございませんけれども、ただ、規制改革に関する点につきましては、是非ともお願いしたい。

税制につきましては、全体の問題もありますので、色々な面もあるかと思っておりますけれど

も、この特区で税制によりまして、企業が活動しやすい環境をとということももちろん重要でございます。それから、財政支援なども重要でございますが、いずれにしても、企業が活動しやすいという点、そうしたことを重点的にお願いしたいと思っております。もちろん、色々ハードルに高さ、低さはございますけれども、これをお願いをしたいということです。

あと、例えば、ハローワークなども移譲をお願いしたい。

それから、外国人につきましても色々なハードルがあるわけでございますし、色々な御意見もあるところでございますけれども、どこかで限って突破口にしていくようなことをやっていただければと考えております。

優先順位ということにはなりませんけれども、そういうことでお願いしたいと思っております。  
○坂村委員 拝見させていただいて、地域の特性を生かした地域特区と、地域に関係なく、こういう分野においては、例えば、バーチャル特区という形で、特定の分野に関しては、別の場所でもこういう規制緩和をするという二つあるのですが、先ほどの自動走行自動車みたいなものは、どちらかと言うと、この地域は自動車産業が非常に多いということで、特区が適しているようですね。

外国人の就業に関して言えば、別にこの地域だけではなくても、どこでも同じようなことがあって、せっかくその地域で勉強したのだから、私も大学にいますから分かりますけれども、勉強をした後、せっかくだから日本で少し働いてから帰りたいというときに、やりやすくするということは重要だと思っていて、これは皆様方のところだけではなくて、どこでもそういう同じようなリクエストはございます。

○石原局長 外国人につきましては、おっしゃられるとおりだと思いますが、ただ、私どもの思いとしては、高度外国人というのが、どちらかと言うと、首都圏に集中していると感じております。そういう意味で、例えば、三菱重工が MRJ、飛行機を開発いたしておりまして、相当の受注をいただいているわけでございますが、またさらに受注を目指しているわけですが、その際、やはり相当海外からの技術者の応援を頼んだということも聞いておりまして、首都圏だけでいいのかという気持ちも少しありまして、だから全国でいいのではないということもあります。特区として、私どもとして、気持ちとしては言っているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○八田座長 高度人材に関しては、全国で認定されているのは、年に 14 人か 17 人という数です。だから、ものすごく少ないのです。

○坂村委員 現状が少ないから。

○八田座長 現状、認定されている人が少ない。だから、あれはあまり意味がないですね。

○坂村委員 そういう意味で行くと、シンガポールなどはどんどん認定しますからね。

○八田座長 だから、ある意味でもっと全国的に本当はやるべきことで、別に東京で多いわけでもないです。とにかく、どこにもいないという感じですね。

○坂村委員 でも、そこは意識をお持ちだということですね。

○八田座長 他にございませんか。

○工藤委員 有料道路のほうは、もう随分話し合いを進めていらっしゃるんで、これは着実に進めていけばいいのかなという感想を持っているのですけれども、アグリ・フロンティアというのも、かなり色々具体的な御提案をされているように思うのですが、これは例えば都市近郊という言い方をしたときに、静岡もそうですし、岐阜もそうですが、どういうイメージを持たれているのか。エリアとか。たくさんいらっしゃるんで、まとめるのは難しいかもしれませんが、お願いします。

○新海技監 エリアというのは、どういうことですか。

○工藤委員 エリアというか、これはエリアではないのですか。

○新海技監 エリアとしては、全4県です。それぞれ都市近郊は、それぞれの県で持っておりますので、やはりそういったところ。

それと、全県ともそれなりに優良企業があるといった中での展開を図っていきたいということでございますので。

○坂村委員 もしもこういう特区が実現するとして、活用の体制の方はいかがでしょうか。実際に規制緩和しても、どこも具体的に活用しないというのでは、今回の特区の意図、特に第一弾のものとしては即応性が重要なので。今はどこも具体的に言う必要はないのですけれども、そのようなことはもうどんどんおやりになっているということなのですねという質問です。だから、とにかくやるとなったら、できるわけですね。

○平井部長 なかなかお答えしづらいですが、当然そういう形で進めていく方向で頑張ります。

○坂村委員 では、もう検討なさっているということですね。分かりました。

○小林次長 道路のところは、実は岐阜県は加わっていないのです。というのは、岐阜県はどちらかと言うと、無料化のほうの舵を切っています。

今、農地法の話が出たものですから、少し付言させていただきたいと思います。

○坂村委員 先ほど私が具体的に言ったのは、この1ページ目のこれのことです。

○小林次長 農地転用のところについて言いますと、例えば、岐阜について言うと、東海環状自動車道というものがございます。これは豊田からずっと北のほうに上がって行って、美濃を通過して、関を通過して、大垣、養老を通過して、三重県に抜けて行くのですけれども、これの東回りというものが出来ました。これは今、供用を開始していて、元々この東海環状自動車道というのは、どちらかと言うと、名古屋の渋滞緩和のために造ったものなのです。ところが、思いもかけない効果があって、東回りのほうにはどんどん工業団地が出来たのです。これは600ヘクタールを超えるものが出来ました。この新しい工業生産高は1,500億円を超えています。これは岐阜県からすると、一番大きい企業はイビデンなのですけれども、これがもう一個出来たような形です。

今度、西回りというのが、平成32年に向けて今、造っているのですけれども、ここは出来ることが確定しているにもかかわらず、今のところ60ヘクタールしか新しい工業団地がないのです。これはなぜかと言うと、この地域は山が結構急峻で、農地がばつとあるの

です。農業振興地域に指定されているものですから、そう簡単に出来ないのです。

東回りの成功があるものですから、是非やりたいという人は何人かお見えになるのですが、やはり農地転用は非常に難しい。もちろん農地は大変大事でございますけれども、岐阜県の西濃及び岐阜地域で農地は2万ヘクタールほどございます。そのうち、例えば、600ヘクタールぐらいを選んでいただいて、少し変わった形で転用に関するルールを、今は農林水産大臣が4ヘクタール以上は全部見るということになっているのですけれども、例えば統合推進本部みたいな形で、ここは認可していいものかどうかということ判断するとか、あるいは土地改良事業完了後8年間のところは、沿線地域はインターチェンジから5キロぐらいのところは少し緩和しましょうとか、そういうことをしていただくだけで相当変わります。今、実際100ヘクタールほど構想中なのですけれども、うち83ヘクタールはある特定の工業団地なのです。これも農地転用で止まっています。このような状況が実際でございます。

以上です。

○坂村委員 一つだけ質問なのですけれども、一番最後のページに書いてある、10年間でPPP/PFIの事業規模が12兆円に拡大するというのは、道路の話だけですか。それとも、今、言ったようなことを含めて、この提案全部ですか。

○原委員 これは国の話です。

○坂村委員 こういうことをこの特区でたくさんやると、経済効果はどのぐらいあるのですか。

○石原局長 直接申し上げますと、計算はできません。

お尋ねとちょっと違っているかもしれませんが、例えば、最初に私が御説明させていただいた特区では、12ページにあります。農水とは違いますので、今のお尋ねと違うかもしれませんが、例えばここで、これはずっと国の日本産業再興プランの項目を掲げておりまして、一番上の63兆円を70兆円にするという、リーマンショック前の設備投資水準にするというものがございます。これについては、私どもも計算いたしまして、7.6兆円を9.6兆円にするとか、例えば、黒字企業のところで、下から5番目のところで、国のほうは70万社から140万社に黒字中小企業・小規模事業者を増やすと書いておりますが、これについては、私どもも今の7万社から14万社にする。これも東海4県で、今の黒字企業と言いますか、これを同様にしていきたい。

ただ、個々の施策で、例えばこれでいくらということは、大変恐縮なのですが、このようなことで御理解いただきたいと存じます。

○八田座長 先ほどの転用の話ですけれども、普通だと、転用は農業委員会でもって認定することなのですが、最初の話では、市が要望している事業については、農業委員会ではなくて、もっと簡単な方法でやってほしいという御要望があったと思うのですが、市が農業委員会事務局をやっているから、市が要望した場合には、それはそんなに難しくないのでないでしょうか。

しかも、農業委員会というのは転用委員会とされているぐらいですから、農業委員会自体は、転用したくてしょうがないわけですからね。

○深海技監 基本的に、政策上で市がやっていけば、当然農業委員会との連携はとりながらやっているのですが、具体的にどれがどうというのは分かりませんが、可能性は高いと思います。

○八田座長 今おっしゃったように、これは必ずしも市がやるわけでもない。そこについて、御説明をお願いします。

○小林次長 二つの問題があると理解しております、農地法4条というものがあるのですけれども、農地法の場合は、転用を基本的にはやってはいけないということになっているのです。これは当たり前の話で、農地は大事ですから、これは当然のことだと思います。ただ、やってもいいケースがある。

まず、優良農地は農地転用してはいけませんということになっているのです。これは4条2項1号の口だったと思いますけれども、そもそも優良農地は農地転用してはいけない。それから、イのほうは農用地区域と言って、これはまさに農振法とよく言われているのですが、これで定められた農用地区域というものに指定されたものについては農地転用してはいけません。

先生がおっしゃられたのは、農用地区域を外すということは、基本的に市や町村の話です、それはできる。ただ、ここは一つ問題があつて、土地改良事業というものをやると、これが終わってから8年間は農地転用できないのです。実は土地改良事業というのは、非常にありがたい事業でございまして、やはりみんなやりたいのです。それでやってしまった結果、例えば、今言った東海環状自動車道では何が起きているかと言うと、平成32年どころか、もっと先までそもそも事業はできない。

そもそもこんな東側で工業団地が生まれるなんて、あまり思っていなかったのです。そういう中で、新しくルートが出来ることによって、これほど日本国内でもまだ立地に対する需要がある。東南アジアに行ってしまうたり、中国に行ってしまうたりするのではなくて、愛知の企業が岐阜県に来ていただいたり、まだそういうことをするのだということを実感している中で、農振を農用地区域から外すというところには8年の問題が起これ、優良農地はそもそも農地転用できませんので、これはいくつか条件があるのですけれども、こちらのほうも、例えば、西濃のように大変優良な農地が多いところだと、やはりなかなか農地転用が難しいということになっております。

○八田座長 分かりました。明快な御説明でした。

では、農業委員会の権限をある意味で奪って、もうちょっと上の立場からそれを認定する組織というものはどうしても必要になるわけですね。そのときに判断して、今の仕組みでは、優良農地の認定とかそういうことがあるわけだけれども、それを決めるところはこういうふうを考えていらっしゃいますか。現行の県なり、国なりの仕組みで緩めればいいのか、それとも別個そういう第三者機関的な判断ができるところを作るべきなのか、その

辺についてはどうお考えでしょうか。

○小林次長 すみません。この問題であまり時間を取るのもどうかとは思いますが、実は西回りについては、岐阜県は、これの深掘りという形で、場合によっては特区を出そうかと考えているところでございます。

例えばですけれども、今回、個別特区について推進本部というものを作っていただけるわけですね。その場合に、そこに農林水産省も入っていただき、経済産業省も入っていただき、自治体も入って、新しくインフラが出来たところに限定して、かつ、日本全体及び地域全体の農業から影響がない、あるいはミニマイズできるということを前提に、今4ヘクタールを超えるものについては、農林水産大臣が単独でいいか悪いかを決めるわけです。それ以下は都道府県知事なのですけれども、そこを統合推進本部でバランスを取った決定をしていただくというのは、一つのやり方ではないかと思えます。

○八田座長 非常によく分かりました。

○工藤委員 では、そういうことをしようとしているわけですか。

だから、ここに書かれている市街化調整区域に関する特例措置みたいなことを大きくやってしまうと、結構功罪両方まみえてきてしまって、なかなか決断できないですよ。ここだけはいいかもしれないけれども、別の悪い状況が農地で生まれてくるとか色々なことがあって、今こういうのは厳しいほうに、どちらかと言うと、法令が変わったばかりで割と締めている側にあるから、それをどうするかという意味では、今おっしゃったような、あるところにスポットを当てた提案のほうが分かりやすいと思えます。

○小林次長 この点は、岐阜県でも、そのうち三重県とも御相談をしたいと思っているのですけれども、深掘特区みたいな形で提案させていただこうかと思っていまして、またそちらのほうで、もし機会があれば、是非提案をさせていただきたいと思えますし、それは別に東海環状自動車道だけに限らず、似たような状況が日本全国にあれば、応用可能な話なのかもしれないと思っています。

以上でございます。

○坂村委員 何か新しいことをやろうとすると、当然ですけれども、反対する人も出てくるし、そういう人に対しては説明責任というのもありますので、もちろん統合本部というものを作って前進させるのだけれども、それでも、ただやりたいからやるのだというだけではなくて、みんなに説明できるということが大事です。

○小林次長 この点は本当に難しい話だと思っていますし、我々もそう簡単にできるとは思っていないのですけれども、もし、そういうことを議論できる機会があって、そういうことで。

○坂村委員 それでみんなが納得すれば、それはそういうふうになるべきだと思います。

○小林次長 納得いただければ、非常にありがたいと思えます。

○八田座長 今、坂村先生がおっしゃったことの裏にあることかもしれないけれども、要するに、確かに一つの方法は、この統合本部でもって決めてしまう。ある意味では、農林

水産大臣の代理みたいにしてやってしまうということは、一つあるのですが、それだと、将来、全国波及はしにくいですね。

だから、ある意味で、将来は全国波及できるような雛形の組織、こういうものをやったらいいのではないかと。それは必ずしも、全部国でやる必要もないだろうと。都道府県が判断することができるだろうという雛形があれば、これは非常にパワーができるだろうと思います。

○坂村委員 毎回統合本部が出たのでは、大変なことになってしまいます。だから、どうやってやるのかということまで提案して、どういうふうにしてやっていくのだということころは、リーズナブルだと統合本部が思えば、そういうようなやり方に対して支持しようという話になりますね。

○小林次長 そこは是非、皆様のお知恵を拝借して、これは基本的に我々の認識は、国と地域と、まさにこの場合は、ディベロッパーであったり、入られる企業であったり、地域の農業者であったり、そういう方が一緒に考えるべきものだと思っているのです。

○坂村委員 もちろんそうです。

○八田座長 今はアイデアを色々伺っているわけですので、是非アイデアを出していただきたいと思います。

○小林次長 深掘りした資料をお届けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○原委員 今の点ですけれども、実験的に統合本部でやってみるといのは、大いにあり得ると思っていまして、そこでどういうルールを作るべきなのかとか、そういうことを考えた上で、自治体に移管するのかとか、そのために特区のそういう本部が生きるのかと思います。

あと、農業のところで、1点だけ細かい確認で恐縮なのですが、一番最初の農業生産法人の要件緩和と企業の農業参入の要件緩和というのは、一緒にしてしまっはいけないのでしょうか。

1点目の御提案のほうが、議決権の2分の1以上とか、従事日数が50日以上というかなり緩やかなものになっていて、一般の企業はなかなか入らないようなことにあえてされているので、何でここは一般の企業はオーケーにされないのかということですか。

○深海技監 おっしゃられるのは、一般の企業がそのまま農業参入の法人になればいいよということですか。

○原委員 はい。

○深海技監 それは法人になっていただけのだったら、一般企業が要件を満たして入っていただくのですけれども、これは個々の役員、理事が、ある程度外部の企業の経験のある能力の方が、既にある農業法人に入っていて、その能力をその法人で発揮していただくということも多く進めていきたいという内容ですので、一般企業が農業法人、今も既にありますけれども、農地を借りて農業をやるとか、それは既にできておりますので、それは別の話になると思います。

○原委員 これは、具体的なプロジェクト、どんな要望が出てくるのかによって、さらにまた詰められていくことになるのですか。

○深海技監 はい。

○原委員 あと、先ほどの外国人の話とか、雇用規制の話とか、このあたりのお話というよりも、国家戦略として考えたときにも非常に重要な御提案なのかと思って伺ってありました。外国人を多数雇用するようなどころについての雇用制度の特例とか、こういうのも是非チャレンジしてみたい課題なのではないかと思って伺っていました。

先ほどの坂村先生がおっしゃられたように、雇用とか外国人の話というのは、地域というよりは、バーチャルでというのも、もちろんあるのだと思いますが、一方で、地域を限って実験してみるということもなくはないのかなと思いますのは、この先は単にコメントとして申し上げているのですけれども、例えば、外国人技能実習制度などというのは、国の制度がそもそも本音と建前が完全に乖離してしまった、おかしい仕組みになっていると思うのです。これはもう地方で、先ほどおっしゃられたように26%を占めているような大口ユーザーとして本来あるべき制度というのを考えたら、こういう制度はあり得るよと。やってみるけれども、その代わりおかしい人が入ってきて問題を起すとか、そういうことがないように、そのエリアの中で行政機関としてきっちりやりますからという実験の仕方というのはあり得るのかという気がするのです。

外国人技能実習制度についての御提案もあったのですが、これはさらにもう一步踏み込んでというか、本来理想的な姿として提案すると、もうちょっとこういうことがいいのだけれどもということというのはあるのでしょうか、やや現状の延長で考えられているようにも見たものですから、これはすぐに質問しても出てこないかもしれないですけれども、そんなことを思ったものですから。

○坂村委員 バーチャル特区となったとしても、無条件でやるとは誰も言っているわけではないです。ただ、この地域は、そのバーチャル特区の条件を満たしているから、まずここでやろうという話には当然なると、地域も出てきます。どこでやってもいいとなると、特区では無くて単なる規制緩和ですから。こういう周到に準備をなさっているところというのは、多分条件に合うのですね。

○八田座長 それから、今、お二方のお話にも出てきましたけれども、他にも適用する可能性を考えると、あわせて、やはり違法な労働に対する取り締まりを強化する、これはお金をかけて強化するという実験もする必要があるのではないかと思います。そうすると、納得感があるし、本当は外国人をどんどん入れるときには、かなり自由にしてもいいのだけれども、一方で、変な具合になっていないのだということも、きちんと担保する必要があります。今はどちらもやっていないわけです。あるところで厳しくやっている割には、別のところではもう本当にいい加減なことをやっている。

○坂村委員 実はいい加減なことをやっている。

やはり規制を緩和すると言ったって、反対する人は何か理由があるはずですよ。何回も言

っているように、そういう人たちにもある程度もうどう考えても、論理的に考えたら納得するしかないと追い込んでほしいのです。というのも、逆にもちろん国とこの本部で一緒にやるわけだけれども、そうでないと、ただ単にやりたいというだけだと、何かめっちゃめっちゃやっていると思われてしまうから、そういうのは良くないなと思っています。

ですから、理由に対して説明できるということで、こういうことをどうしてやるのか。  
○石原局長 このまますぐというよりは、もちろん色々な仕組みも必要ですし、やはり企業の責任も必要です。行政もどのように対応するか。国も地方も含めて、やはりそういうセットで、もちろん弊害も除去すると言いますか、色々な意見もございますので、それで安心をしていただいて、ただ、こういうところで実験、実証をしてみるという姿勢は重要だと思っております。

実は、先ほど議論がありました中で、岐阜県の道路の話もございましたが、少し戻って申しわけないのですが、例の転用の許可の話は、私どもとして国家戦略事業と言いますか、こうしたもので我々が次世代産業の求めているものが認められた場合には、色々なケースがありますけれども、そういう場合には、そこに限定して、一つの限定を置いて、農地転用などもお許しいただきたいということでございますので、先ほど道路の話もございましたが、私どもの点は、おそらくここから先ほど聞かれたのだと思いますが、このように考えております。

○八田座長 一般的に、農業に関する御提案は、岩盤規制の本当に列举でして、これはできると素晴らしいと思う。それだけに難しいことは難しいと思います。

だけれども、少なくとも特区でやらなければ、他ではやりようがないということだと思うのです。

この信用保証協会が行う中小企業信用保証制度を農業に適用することができるようにということですが、今は、農業に対して適用できる仕組み、農業信用保証協会もあるわけですね。ここに普通の中小企業も適用対象になることは可能なのでしょうか。

○深海技監 信用保証をする場合、やはり過去の付き合いとか、長い付き合い、お互いの信用度とか色々ありますので、今、農業関係では、農業信用基金協会がありまして、そこにあえて企業のほうの農業関係を保証させるというよりは、やはり既にお付き合いのある中小企業のほうに、農業を対象としないという話でございますので、それを外していただいたほうが妥当ではないかと思えます。

○八田座長 そうすると、逆に、農家が農業以外のことで事業を始めようとしたとき、これは今、農業信用基金協会は保証することができるのでしょうか。

○深海技監 その辺は、私、不慣れであまり承知しておりませんが、農家が広げる場合は、基本的には6次産業的な農産物の加工とか、そういったことが主体で、全く別のことをやるということはないものですから、基本的にはそういったものについては、農業信用基金協会の保証対象になります。

○八田座長 農業信用基金協会は農家の色々な信用のことにに関して詳しいわけですね。そ

うすると、そこが第6次だけではなくて、何をするにしてもやっていいよと。要するに、相互乗り入れにするという仕組みにすれば公平なのではないか。要するに、普通の中小企業が農業をやる場合は、今までの経験のあるところでやるし、農家が他に進出していくときには、6次産業といっても、段々そのままレストラン経営に入っていかのもしれませんね。そういうことを相互にできるということにすれば、それなりにメリットはあるのではないかと思うのです。

今のお話だと、片一方はもうできてしまっている。農業から他の分野に出るのはできてしまっているということはあるのでしょうか。

○深海技監 相互乗り入れというよりも、ある意味でおっしゃるとおりなのですけれども、農家が色々な農業、生産、加工をさらに飛び越えた何かをやっていく場合も、農業信用基金協会が保証するということになれば、別にこれはこれでいい話になりますので。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○坂村委員 農地転用にしても。農家の人の方がもっと盛り上がるように、レストランをやるとかはいいと思いますけれども、そのために農地転用をするなどというのは、早くやれば、農業そのものが盛り上がるわけなのだから、それもできないというのは何とも言えないなという感じはしますね。

○八田座長 ええ。しかもレストランは農地のままでできるじゃないかということですね。

○坂村委員 そうですね。レストランは、そこで作っているもののPRですから。全く農地と関係ないと言うと、ちょっと引かかるところも全然ないわけでもないですね。

○深海技監 最近、私ども愛知県では、農家レストランというのは大変多うございまして、30軒は超えていると思うのですけれども、一番最先端でやっているのは、豚の生産、加工、販売、販売店の隣にバーベキューハウスといった大変先進的なところもございまして。

ここら辺で線が引けるかもしれないですが、私どもは農家サイドの立場に立って言いますので、やはり農家の儲けになるように。農業は自給率が大変低く、高齢化も進んでいます。でも、実際、農家の中を現場で見ると、儲かっている農家の跡取りはいくらでもいるのです。ですから、農家レストランとか、そういったことをどんどん進めていくことによって農業経営も安定してまいりますので、是非そういったことを進めてまいりたいと思います。

最初に、こういうことをやったら、確実に参入してくるかという御指摘もございましたけれども、この規制緩和の部分で乗ってくるのは別にして、この方向性というのは、今、随分動いてきておりますので、こういったことをやらなければ、愛知県の農業とか日本の農業も、こう言っては語弊がありますが、ここにはお見えにならないので、お米だけを作っているようなところだと、なかなかそういうのは難しいかと思いますが、この地域、それから大消費地名古屋で。

○坂村委員 お米だけ作っているところでも、東京などだったら、おにぎり特別レストランみたいなものがあるわけだから、チャンスはあるのではないのでしょうか。米だからダメ

ということはない。おせんべい屋をやったっていいわけだし。

○深海技監 ダメとは言いません。やりにくいところがあるのではないかとっているだけです、決しておっしゃることを否定しているつもりはありません。

○坂村委員 だから、もっと農家のためになるからやるのだみたいなことを、この東海の県の方たちも援助して、だから改革するのだとか、だから規制を外すのだという筋立ての方が分かりやすいですね。

○深海技監 私どもはそれでしかやっておりません。

○坂村委員 そのような姿勢というのはすごくウェルカムですね。

○深海技監 それを本当に広めていくことが、やはり元気になりますし、地産地消全てにつながってまいりますので、是非また今後ともよろしくお願いします。

○八田座長 農業に関する私の最後の御質問なのですが、先ほど申し上げたように、これは全てが岩盤規制なのです。これを緩めるときにあり得る話としては、特区ならいいだろうということがあり得るわけですが、愛知、岐阜、三重、静岡が全部入ったら、私が担当者だったら、これでは日本全国と同じようなものではないですかというと思います。これは実験なのですから、もっと絞ってくださいよという可能性があると思うのです。その場合は、どういう絞り方をなさいますか。

○深海技監 大変難しい御質問で、うちのほうが挙げてきた中で、うちを優先するというわけにもなかなか行きませんが、ただ、変な話ですが、一部地域で先進的にやっていくという考えもあると思いますが、今回、全体でやって、全体で一気になるというわけではないと思うのです。この全体の中で、それぞれの地域で芽が出るということでございますので、全体の道路を全部通すとか、そういうものではないので、芽が出るところを逆に外してしまうとさびしいし、何も全部が全部一気に進むところまでは、うちもなるべくそういう努力はしますけれども。

ですので、ある程度、皆さん相乗りしていただいた各県でございますので、ある程度広い目で見えていただいて、その中でいくつか芽が出て、それが核になっていくというのは、ちょっと都合のいい話ですけれども、そんな思いがします。

○工藤委員 先ほどこの席でも、農地転用して産業誘致という話もあれば、農業を育成しようという話もあるわけでしょう。あるいは農業の相続が大変になっている小さな田んぼを一緒に大きくして、法人化してという話もいっぱいありますね。それをちゃんと整理されて、それが県をまたいでも、例えば、農を一つの基本にして、いくつかのこれからの日本の農業の在り方が一堂に見えるようにするとか、何かたくさんの方所でやりたいならやりたいの特性が表れているものをセットにして持ってくるとか、そういうことをやられるというのはあるかなと思います。

同じことを四つの県でやりますというよりは、何か一番各県の売りとしたところを併せて提案するというのはあるのではないのでしょうか。

○八田座長 絞り方とか、何かそれがあるといいですね。道路の何メートル以内とか、ど

のぐらいの人口密度であるとか、農業生産高がどのぐらいとか、何かあると思うのです。全県というのは、実験をするにすれば、やはり広すぎると思います。

○坂村委員 だから、今でなくていいのだけれども、本当にやるとなったら、具体的に制約条件の設定という話になりますからね。

大きく認めて誰もやらないとなってしまうたら、どうにもならないではないかという話にもなるし、今のお話しにも出ていましたが、めり張りが付いて、成果が上がったというようなフィービリティにしたい。それでうまく行ったのだから、全国展開という話に持っていければ、最高にいいわけですからね。

色々なものがあって、例えば、遠隔治療の話とか色々、何せ話題豊富過ぎてしまって。  
○石原局長 すみません。かえって御迷惑をかけているかもしれません。

○坂村委員 迷惑ということではなくて、通すために、メリハリを付けていた方がいいですよ、ということなのですが。

○石原局長 いずれにしても、この団体の意欲ということをまずお汲み取りいただきたいと思います。

○坂村委員 こんなに多くの方がいらっしゃるのだから、意欲は分かります。

○石原局長 それで、プロジェクトの組成の方法、形ということもあると思います。したがって、たくさん盛り込ませてもらいましたが、個々の項目の適用のエリアですとか、例えば、プロジェクトにどう発展させていくとか、このあたりについては、また色々御指導をいただきながら、御相談させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○八田座長 こちらはアイデアを伺っているので、御指導なんて大それたことはないのですが、一つだけ思うのは、今のアグリのような岩盤規制を挙げられたのは、どちらかと言うと、構造改革特区向きか、あるいは普通の規制改革会議でやられてもいいのではないかと、ちょっと混在しているようには思いましたね。

今回せっかくこれだけの装置を作って、しかも、時間だってそんなにあるわけではないわけですから、何百の規制改革項目をやるというわけにはいかないと思いますから、どうせならば、今までの仕組みではできなかったものをやるということになると思います。絞り方としてはそういうふうに絞っていただければと思います。

あと一つは、道路ですけれども、構造改革特区でも提案しておられるというわけで、このことの仕切りはどうなりますか。

○平井部長 内容的には変わらないのですけれども、今回沿線開発に係る農地転用許可に係る規制の特例措置とパッケージにして、提案させていただいております。

構造改革特区は本当に有料道路だけということになっているのですが、民間事業者の進出意欲を高めるため沿線開発に係る規制の特例措置をパッケージにして提出させていただいたものです。

○八田座長 分かりました。他にございませんか。

本日の御提案内容及びヒアリングの内容を今後の国家戦略特区の検討に活かしていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。